

記入見本

屋外広告物点検結果表

令和 ○年 ○月 ○日

点検結果を踏まえ、適切な管理に努めます。要改善の異常について、改善予定に記載のとおり対応します。

表示・設置場所	姫路市										安田●丁目●番地		
整理番号						9	9	9	9	合計数量 (A+B)	5		基
点検対象広告物	A. 表示又は設置から8年が経過しており、かつ、地上からの高さが4mを超える広告物（※1）				申請書の広告物番号（※1）				数量	A. 有資格者点検 左に記載した広告物番号毎に「別紙A」を作成すること。資格を有することを証する書面を添付すること。			
	B. Aに該当しない広告物				申請書の広告物番号（※1）				数量	B. 通常点検 「別紙B」を作成すること（一括して記載可。ただし点検結果等に応じて適宜別葉とすること。）			
※1：屋外広告物許可申請書の「5. 広告物の種類」に記載している広告物の番号（①、②等）を記載すること（①、②等にさらに複数の広告物が登録されている場合は、適宜枝番を付すこと） ※2：神戸市屋外広告物条例第5条第2項に基づき、市長が定める許可の有効期間が1年を超えないもの掲出することを専らの用途としない物件に塗料またはシートその他これに類するものにより表示されるものを除く													

注：A. とB. の両方の広告物を含む場合は別紙A（該当する広告物番号毎に作成）及び別紙B（一括記載可）を添付すること

【作成上の注意事項】

- ・建築物壁面に直接塗装やシート張りする場合は通常点検が可能だが、設置方法を示す資料を添付すること。

● 広告物番号

- ・ 広告物の種類ではなく、許可申請書の**広告物一覧表（左端）の通し番号**です。
- ・ 一つの広告物番号に物件が複数ある場合は枝番を付けてください。（例）④-1、④-2

【別紙Aで作成するもの】・・・有資格者による点検

- ・ 設置等から8年が経過し、かつ地上からの高さが4mを超える広告物
- ・ 地上からの高さが4mを超える広告物で、設置年月日が不明な広告物

【別紙Bで作成するもの】・・・資格がなくても点検が可能

- ・ 有資格者点検に該当しない広告物

屋外広告物点検結果表 別紙A (有資格者点検)

整理番号				9	9	9	9	広告物番号	①
表示・設置年月日	2000年10月30日						点検年月日	2024年6月1日	
点検者 (法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び点検者の氏名)	住所	※掲出物件の設置年数確認のため必ず記入のこと (不明な場合は分かる範囲で結構です)							
	氏名								
	電話番号	点検は申請前3か月以内							
点検者の資格名称	屋外広告士・点検技能講習修了者・技能検定合格者(広告美術仕上げ1級) 注:資格を有する証する書面(写し)を添付すること								
点検箇所	点検項目	該当無の場合	異常の有・無	異常の評価	改善の概要				
上基 部 礎 構 造 ・ 支 持 部	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	該当無	有 無	経過観察 要改善	改善済・改善予定(年月) 看板支柱の塗装劣化によるさびを現認したが、許可期間中の使用には支障ないため経過観察を行う				
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	該当無	有 無	経過観察 要改善					
	3 鉄骨のさび発生、塗装の劣化	該当無	有 無	経過観察 要改善					
支持部	1 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間	該当無	有 無	経過観察 要改善	改善済・改善予定(年月)				
	2 鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落	該当無	有 無	経過観察 要改善					
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	該当無	有 無	経過観察 要改善	改善済・改善予定(R6年12月) 溶接部のさびについて、年内に防錆処置を実施予定				
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化	該当無	有 無	経過観察 要改善					
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	該当無	有 無	経過観察 要改善					
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	該当無	有 無	経過観察 要改善	改善済・改善予定(年月) 点検作業時に水抜き孔の詰まりを現認したため対象部分の清掃を行うとともに追加水抜き孔を設置した。(別添 作業前後写真参照)				
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	該当無	有 無	経過観察 要改善					
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	該当無	有 無	経過観察 要改善					
照明装置	1 照明装置のゆるみ、不点灯、不発光	該当無	有 無	経過観察 要改善	改善済・改善予定(年月) 点検項目が無い場合				
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	該当無	有 無	経過観察 要改善					
	3 周辺機器の劣化、破損	該当無	有 無	経過観察 要改善					
その他	1 付属部材(装飾、振止め棒、鳥よけ等)の腐食、破損	該当無	有 無	経過観察 要改善	改善済・改善予定(年月)				
	2 避雷針の腐食や損傷、避雷針取付部の異常	該当無	有 無	経過観察 要改善					
	3 その他 塗料等のはく離、表示面の汚染・退色又ははく離 ()	該当無	有 無	経過観察 要改善					

備考1 有資格者点検が必要となる広告物等が複数ある場合は、広告物等ごとに本様式を作成すること。点検した広告物等の全体写真(本報告書の対象となる広告物等を明示)及び異常の評価が要改善となった箇所の写真を添付すること。

備考2 異常が認められる(経過観察を含む)場合には、「改善の概要」欄を記入すること。

点検にあたっての留意事項

- 姫路市屋外広告物条例施行規則第14条の2に定める者(有資格者)のいずれかに点検を行わせること。
- 点検者は、目視、打診等により損傷、変形、腐食等の有無を確認すること。状況に応じて、分解等適切な方法で点検すること。
- 許可申請書の申請日(受付年月日)の3か月以内に点検すること。

点検のチェックポイント等はこちらを参考にしてください
<https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/cmsfiles/contents/0000025/25481/SHISHIN.pdf>



異常「有」の場合

- 更新後の許可期間中の使用に支障がない場合 → 「経過観察」に「○」
- 「改善の概要」欄に、許可期間中の使用に支障がない旨を記載
- 更新後の許可期間中の使用に支障がある場合 → 「要改善」に「○」
- 「改善の概要」欄に、具体的な改善内容及び実施予定年月を記載

●点検写真について

- 原則、広告物1基につき1枚とし、カラー印刷のうえ、広告物番号、撮影年月日を記載してください。(広告物が近接しているなどにより複数の広告物を1枚に写すときは、それぞれが鮮明に写るように撮影してください。また、広告物ごとに広告物番号を記載してください。)
- 異常があった箇所については、詳細写真を添付してください。
- 改善済の箇所は改善前後の写真を添付してください。

屋外広告物点検結果表 別紙B (通常点検)

整理番号				9	9	9	9	広告物番号	①
表示・設置年月日	2000年10月30日						点検年月日	2024年6月1日	
点検者 (法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び点検者の氏名)	住所	※掲出物件の設置年数確認のため必ず記入のこと (不明な場合は分かる範囲で結構です)							
	氏名								
	電話番号	点検は申請前3か月以内							
点検箇所	点検項目	該当無の場合	異常の有・無	異常の評価	改善の概要				
上基 部 礎 構 造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	該当無	有 無	経過観察 要改善	改善済・改善予定(年月) 看板支柱の塗装劣化によるさびを現認したが、許可期間中の使用には支障ないため経過観察を行う				
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	該当無	有 無	経過観察 要改善					
	3 鉄骨のさび発生、塗装の劣化	該当無	有 無	経過観察 要改善					
支持部	1 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間	該当無	有 無	経過観察 要改善	改善済・改善予定(年月)				
	2 鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落	該当無	有 無	経過観察 要改善					
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	該当無	有 無	経過観察 要改善	改善済 改善予定(R6年12月) 溶接部のさびについて、年内に防錆処置を実施予定				
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化	該当無	有 無	経過観察 要改善					
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	該当無	有 無	経過観察 要改善					
広告板	1 表示面・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	該当無	有 無	経過観察 要改善	改善済・改善予定(年月) 点検作業時に水抜き孔の詰まりを現認したため対象部分の清掃を行うとともに追加水抜き孔を設置した。(別添作業前後写真参照)				
	2 側板、表示面押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	該当無	有 無	経過観察 要改善					
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	該当無	有 無	経過観察 要改善					
照明装置	1 照明装置のゆるみ、不点灯、不発光	該当無	有 無	経過観察 要改善	改善済・改善予定(年月)				
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	該当無	有 無	経過観察 要改善					
	3 周辺機器の劣化、破損	該当無	有 無	経過観察 要改善					
その他	1 付属部材(装飾、振れ止め棒、鳥よけ等)の腐食、破損	該当無	有 無	経過観察 要改善	改善済・改善予定(年月)				
	2 避雷針の腐食や損傷、避雷針取付部の異常	該当無	有 無	経過観察 要改善					
	3 その他 塗料等のはく離、表示面の汚染・退色又ははく離 ()	該当無	有 無	経過観察 要改善					

備考1 有資格者点検が必要となる広告物等が複数ある場合は、広告物等ごとに本様式を作成すること。点検した広告物等の全体写真(本報告書の対象となる広告物等を明示)及び異常の評価が要改善となった箇所の写真を添付すること。

備考2 異常が認められる(経過観察を含む)場合には、「改善の概要」欄を記入すること。

点検にあつての留意事項

- 点検者は、目視、打診等により損傷、変形、腐食等の有無を確認すること。状況に応じて、分解等適切な方法で点検すること。
- 許可申請書の申請日(受付年月日)の3か月以内に点検すること。

点検のチェックポイント等はこちらを参考にしてください

<https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/cmsfiles/contents/0000025/25481/SHISHIN.pdf>



異常「有」の場合

更新後の許可期間中の使用に支障がない場合 → 「経過観察」に「○」

「改善の概要」欄に、許可期間中の使用に支障がない旨を記載

更新後の許可期間中の使用に支障がある場合 → 「要改善」に「○」

「改善の概要」欄に、具体的な改善内容及び実施予定年月を記載

●点検写真について

- 原則、広告物1基につき1枚とし、カラー印刷のうえ、広告物番号、撮影年月日を記載してください。
(広告物が近接しているなどにより複数の広告物を1枚に写すときは、それぞれが鮮明に写るように撮影してください。また、広告物ごとに広告物番号を記載してください。)
- 異常があつた箇所については、詳細写真を添付してください。
- 改善済の箇所は改善前後の写真を添付してください。